

仕 様 書

[福山市立保育施設グリストラップ清掃・汚泥等収集運搬及び処分業務委託_仕様書]

1. 本件は、福山市立三吉保育所他 43 施設の排水施設の正常な機能を維持し、また、衛生的に良好な状態を確保するため、委託期間に 2 回ずつ、グリストラップ内の汚泥、油脂等を除去し、洗浄を行い、汚泥、油脂等の処分を委託するもの。
2. 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令に従い、適正に清掃し、汚泥等の収集・運搬及び処分を行うものとする。
3. 業務の主な内容については、次のとおりとする。
 - (1) ストレーナー洗浄
 - (2) 廃液の除去・搬出
 - (3) 沈殿物の除去・搬出
 - (4) グリストラップ内の洗浄
 - (5) 洗浄水の除去・搬出
4. 産業廃棄物の処理
 - (1) 除去作業により発生した産業廃棄物の収集運搬、中間処理及び最終処分完了までにかかる関係業務のすべてを実施すること（産業廃棄物の処分までこの業務委託に含めることとし、受注者の費用により行うこと）。
 - (2) 産業廃棄物管理表（マニフェスト）による最終報告を行うこと。
 - (3) 汚泥の収集は、グリストラップごとにダンパー車を用いて行い、安全かつ効率的な作業を心がけること。
 - (4) 廃液の除去・搬出は全量抜き取りすること。
 - (5) 汚泥の収集時、グリストラップ内の壁面等に付着しているものについても、可能な限り除去すること。
5. 委託業務実施前提出書類
 - (1) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
 - (2) 実施予定表
6. 委託業務実施後提出書類
 - (1) 写真（清掃前、清掃後各 1 枚）
 - (2) 産業廃棄物管理票
 - (3) その他必要書類
7. 業務に必要な資材等は、受託者負担とする。
8. 業務委託料について、グリストラップ槽等の清掃費用、汚泥等の収集運搬費用及び処

分費用、産業廃棄物管理票（マニフェスト）手数料その他必要な費用、消費税額を全て含むものとする。

9. 産業廃棄物（汚泥）の収集運搬及び処分については、受託者が指定するそれぞれの許可業者と市が直接契約を交わす必要があるため、指定する許可業者の産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写しを提出すること。
10. 処分にかかる費用については、受託者が受託料の中から指定する許可業者に支払うこと。
11. 産業廃棄物（汚泥）の収集運搬及び処分に当たっては、受託者により現場管理・監督をすること。
12. 委託料の支払いについては、約款第 14 条の規定に係らず契約時に発注者、受注者協議の上、1 回目処分及び 2 回目処分業務完了後の支払い金額を別紙の支払予定表に定めるものとし、業務完了毎に提出された報告書の検査合格後、受注者の請求により支払うものとする。
13. 本仕様書に定めのない事項については、本市と協議のうえでこれを決定するものとする。